

大分県宿泊税基金条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十号

大分県宿泊税基金条例

(設置)

第一条 「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第 号）

第八条の規定により、県に納入された宿泊税に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の費用に充てる場合及び宿泊税の賦課徴収に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、大分県宿泊税条例の施行の日から施行する。